

令和4年度11月 第8回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年11月30日（水） 午前10時00分 ～ 午前10時20分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推 1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推 2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推 3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推 4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推 5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推 6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推 7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推 8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推 9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	今枝 勲男	書 記	井上 清彦
書 記	堀田 裕樹		伊藤 秀樹
			吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 2 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 2 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 2 4 号 現況証明願について
日程第 6	議案第 2 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）
日程第 7	報告第 2 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 2 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 2 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

議 長 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は14人、推進委員の出席数は9人です。

定足数に達していますので、令和4年度11月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

4番加藤勝委員及び5番伊藤幸夫委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第22号について説明いたします。

1番につきまして説明いたします。

参考資料は1～3ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町桂西塚、宮前地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、2番について説明いたします。

参考資料は4～5ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田町田地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、3番について説明いたします。

参考資料は6～7ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田前並地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、4番について説明いたします。

参考資料は8～9ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町川部八反田地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、5番について説明いたします。

参考資料は10～11ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は石作中小路地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

こちらにつきましては、11月25日に鈴木委員と林委員と現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第22号につきましては、鈴木委員と林委員にて現地確認を行ってきましたが、代表して、鈴木委員から現地の状況について報告願います。

鈴木委員 議案第22号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました、議案第22号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第22号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第22号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

この議案には近藤吉美委員に関する事項があります。あま市農業委員会総会

規則17条の規定により、近藤吉美委員には一時退席していただきます。

(近藤委員退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第24号について説明いたします。

1番につきまして説明いたします。

参考資料は12～14ページです。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は金岩上屋敷地内の畑で、店舗への転用で所有権移転となっております。

譲受人は篠田地内にある自宅の一部を店舗として、玩具小売業を営んでおります。子供世帯と同居することになったので、店舗部分を居住部分に改修することとなったため、なくなった店舗部分を新たに独立して建築するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。業務上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、2番について説明いたします。

参考資料は15～17ページです。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は東溝口三丁目地内の田で、一般個人住宅への転用で使用貸借権設定となっております。

生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。日常生活上必要な施設で集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、3番について説明いたします。

参考資料は18～20ページです。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は東溝口三丁目地内の田で、駐車場への転用で使用貸借権設定となっております。

借受人は申請地南東250mのところに工場を構え、自動車修理業を営んでいます。既存の工場敷地では来客用駐車場が少なく、来客が重なると敷地の前面道路に車があふれ出ている状況になり、また修理のために預かる車が増えると、来客用駐車場に保管する状況にもなっています。よって、来客用駐車場を新設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。業務上必要な施設で集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、4番について説明いたします。

参考資料は21～23ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は花長堀上地内の田で、店舗への転用で所有権移転となっております。

譲受人は富塚布内地内で飲食店を営んでおります。

現在の店舗は敷地が狭く、また前面道路も狭いため、自動車での集客が難しく、また、店舗内も狭小なため、感染症対策に苦慮している現状です。よって、前面道路も広く、十分な敷地を確保できる申請地において、新たな店舗を新築するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。業務上必要な施設で集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、5番について説明いたします。

参考資料は24～26ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は石作中小路地内の田で、流通業務施設への転用で所有権移転となっております。

譲受人は清須市に本社を置き、一般貨物自動車運送業のを営んでおります。業務の拡大により既存の施設が手狭になったため、高速道路沿線に近い申請地において、新たな営業所を設置するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の農地で、農地区分は、甲種農地に区分されます。流通業務施設で自動車専用道路のインターチェンジから300m以内に設置されるもので、周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

これらにつきましては、11月28日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、11月25日には鈴木委員と林委員と現地調査をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 鈴木委員と林委員に現地確認を行っていただきましたが、代表して鈴木委員から現地の状況について報告願います。

鈴木委員 議案第23号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました、議案第23号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第23号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第23号は承認されました。

それでは、近藤吉美委員に戻っていただきます。

(近藤委員 入室)

議 長 日程第5 議案第24号「現況証明願について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第24号について説明いたします。
1番につきまして説明いたします。
参考資料は27～29ページです。
申出者は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島北屋敷地内の畑です。
20年以上前から宅地として使用しているため証明が見込めます。
なお、提出された書類には登記事項証明書があり、昭和43年より農地以外で使用していたことが確認できております。
どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました、議案第24号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第24号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第24号は承認されました。

議 長 日程第6 議案第25号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第25号について説明いたします。
1番につきまして説明いたします。
議案書は6～7ページです。
農地所有者につきましては5名、貸付地は18筆、借受者は5名となっております。
どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました、議案第 2 5 号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第 2 5 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 2 5 号は承認されました。

議 長 日程第 7 報告第 2 3 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、報告第 2 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、報告第 2 5 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について」、を事務局から一括報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。
次回の農業委員会でございますが、1 2 月 2 7 日（火）午前 1 0 時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年12月9日

議 長 三輪 光雄

署 名 委 員 加藤 勝

署 名 委 員 伊藤 幸夫